

公欠の承認基準について

美術学部・研究科の学生の公欠が認められる事由は下記のとおりです。

- (1) 忌引（父母：7日間、兄弟姉妹及び祖父母：3日間）
- (2) 教育実習（期間中及び実習のための打合せ）及び介護体験
- (3) 古美術研究旅行
- (4) その他学部教授会が認めた特別事由＊

【注意事項】

- 集中講義の公欠は認められない。
- 古美術研究旅行以外の旅行等は公欠の対象とはならない。
- （3）については美術学部教授会で承認されたもののみが公欠の対象となる。

- 「学校において予防すべき感染症」については大学 HP の「学生生活 ＞ 福利厚生・生活サポート ＞ 学校における感染症」を確認すること。
- 公欠申請手続きの詳細については大学 HP の「学生生活 ＞ お知らせ ＞ 美術学部・研究科 ＞ 公欠申請手続き」を確認すること。

2023年9月7日 美術学部教務係